

成年年齢引き下げに対する協会の考え方

改正民法の施行により令和 4 年 4 月 1 日より成年年齢が 18 歳に引き下げられます。

これにより 18 歳・19 歳の患者さんに対しては、法的には、親の同意なく、本人の同意のみで美容手術や施術が可能になります。

なお、改正民法施行後、施設の方針として引き続き親の同意を必要とすることについても、たとえば侵襲の大きな手術や高額な治療費の施術であって、緊急対応の必要がない場合など正当な理由があるときは、可能であると解されます。

さらに、美容医療の分野では、他の医療分野と比較し、医師の説明義務をより重く判断する判決が多く出されており、若年者に対する説明義務を十分に果たすため、引き続き親の同意を必要とすることは、当面の間、可能であると解されます。

成年年齢が引き下げられた後も、18 歳・19 歳の患者さんへの美容手術や施術については、上記を配慮し、当面の間、慎重な対応をされますよう、協会としては各自賢明なご判断をお願いする次第です。

公益社団法人日本美容医療協会